参議院法制局についてもっと知りたい方へ

採用試験・業務説明会・各種セミナー・法案作成実習プログラム(旧インターン)などの最新の情報は、ホームページにてお知らせしています。

https://houseikyoku.sangiin.go.jp/

法律の［窓］

「法律の仕組み」や「法律とことば」等について、若手・中堅職員の有志が編集・執筆した記事を参議院法制局ホームページで公開しています。

- 条・項・号の細分
- 法律の施行期日
- 経過措置と遡及適用
- 国会議員は公務員か
- 4月1日生まれの子どもは早生まれ？　など

SNSでも情報を発信しています

X　　YouTube

参議院法制局総務課

TEL 03-5521-7729(直通)

Mail：h-soumu@sangiin-sk.go.jp

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-16 参議院第二別館 南棟5階

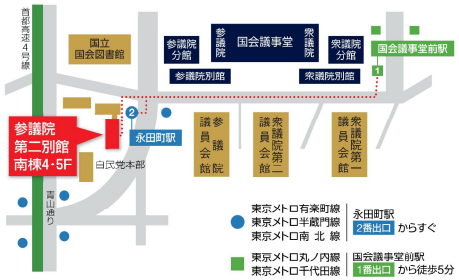

令和8年10月発行

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

総合職採用案内
2027-2028

参議院法制局

立法を支えるプロフェッショナル

ホットな思いと クールな思考で 立法を支える

多様化・複雑化し変化の激しい現代社会においては、様々な法的問題や政治的課題が次々と生じており、これらに対応するための立法活動が活発に展開されています。いうまでもなく、その作用を担っているのが国会であり、衆参両議院では、政府提出法律案の審議・議決だけでなく、議員が主体となった議員立法が積極的に行われています。

参議院法制局は、それを補佐する機関として、参議院において議員や会派の依頼に応じて法律案・修正案の立案や法制に関する調査などを担っている組織です。国民の代表である議員から持ち込まれる依頼は、人々の多様な意見や利害を反映したものであり、新たなニーズや発想によるものも少なくありません。他方、立法については、憲法適合性をはじめ法的な合理性・整合性などを備えたものであることが必要です。そこでは、あらゆる知識・情報を動員し、政策的思考と法的思考をうまく使いこなしながら、法制度設計と条文づくりが行われることになります。

法律案の立案には、独特な思考や技術が必要となります。しかし、それは、みなさんが大学などで学んできたことと無縁なものではありません。その思考は、みなさんが法律学の勉強を通じて身に付けてきた法的な知識・思考をベースとし発展させながら展開されるものであり、その技術は、みなさんが触れてきた法律に用いられているものです。特に、その際には、個別具体の問題の妥当な解決にとどまらない創造的・制度的な視点・思考が必要不可欠となってきますが、これらも、決して馴染みのないものではなく、また、実際の立法経験などを通じて本格的に体得し、磨いていくものといえるでしょう。そして、それらを駆使した取組は、政治的な調整などとともに、立法作業の醍醐味ともなるものです。

立法作業においてまず求められるのは、問題にしっかりと向き合い、とことん考え抜き議論する姿勢と、柔軟でバランスのとれた思考であり、そのベースとなるのが熱いハートとクールな判断力です。その上で、議院法制局がその期待に応え役割を果たしていくためには、何といっても「人」が大事となり、財産となります。私たちは、それぞれの職員が職務を通じて共に学び合い成長・発展することで、組織としてその専門性を高めていきたいと考えています。

みなさん、参議院法制局でその思いや力を発揮してみませんか。

参議院法制局長 川崎 政司

参議院法制局の職務

1 法律案の立案

議員立法と参議院法制局の役割

議員立法とは

国の唯一の立法機関である国会に法律案を提出できるのは、各議院の議員と内閣です。

このうち、各議院の議員が法律案を提出して行われる立法を議員立法と呼んでいます。

議員立法には、議員が一定数の賛成者を得て発議するものと、委員会がその所管に属する事項に関し委員長を提出者として提出するものなどがあります。

参議院法制局の役割

参議院法制局は、依頼議員の政策を条文として形にするだけでなく、依頼議員の政策の具体化についても法制的な面からサポートを行うという、参議院議員の立法活動において極めて重要な役割を果たしています。

法的に困難ではないかと思われる依頼であっても、依頼の真意をくみ取って、法的に問題なく、かつ、議員が満足できる形に再構成して提示することも、議員の立法活動に対する補佐機関としての参議院法制局の重要な職務です。

法的な合理性を確保しつつ、いかに依頼の趣旨を実現させるかが、法律の専門家としての参議院法制局職員の腕の見せどころです。

これらの職務を全うするため、参議院法制局職員には、社会・経済の変化を的確に捉えながら、法律の専門家としての力量を発揮することが求められています。

議員立法の特色・意義

議員立法の特色

議員立法には、司法・行政に対して大きなインパクトを有するものや国民生活に密接に関係するものが多く見られます。ストーカー規制法、ドメスティック・バイオレンス（DV）防止法、性同一性障害者性別取扱特例法、自殺対策基本法、東日本大震災対策のための各種法律、ヘイトスピーチ解消法、困難女性支援法など、その時々の国民的な要請に基づき国民を代表する国会議員が提出することが期待されているもの、既存の行政の枠組みの中では対応しにくく、政治的な決断が求められているものなどがあるからです。

また、議員立法には、タイムリーな問題に対応するため、スピード感を求められることが多い一方で、特定のテーマについて専門知識や高い関心を持つ議員を中心に勉強を深め、合意形成を図りながら、法政策を練り上げていく場合もあります。

“つくる”ことの意義

議員立法は、その法律案が成立することにのみ意義があるわけではありません。

議員立法は、議員や政党の政策を表明し、その議論を喚起する手段でもあり、内閣提出法律案（閣法）の対案として独自の政策を表明するもの、政府の対応が遅れている分野について先駆的な政策を表明するものなどがあります。

“成立しない＝終わり”ではない

先駆的な政策を内容とする法律案は、すぐには成立しなくても、後に各党の調整を経て成立することや、内閣提出法律案として提出されて成立することも多くあります。そのような例としては、男女雇用機会均等法、育児休業法、製造物責任法、情報公開法、公益通報者保護法、被疑者の取調べの録音・録画制度を導入する刑事訴訟法の改正、孤独・孤立対策の推進法などがあります。また、租税特別措置の適用状況の透明化など、政権交代によりかつての野党案である議員立法の内容が内閣提出法律案として提出されて成立することもあります。

立案の主な流れ

参議院法制局の職務

2 修正案の立案

国会に提出された法律案が審議される場合、その法律案の一部に変更を加えようとすることがあります。この場合、議員は、動議という形で修正案を提出することができます。

修正案には様々なものがありますが、政治的に問題となっている法律案について政党間の協議に基づき修正を行う場合や、法律案の内容の一部について独自の政策を表明する場合など、法律案の実質的な手直しを行うものが多くあります。

修正案の場合、法律案審議の最終局面となって初めて内容が確定し、採決までの限られた時間の中で立案作業を行わなければならないこともあります。また、一つの法律案に対していくつもの修正案が提出されることや、与野党が対立し緊迫した場面で修正案が提出されることもあります。

このため、参議院法制局職員は、修正案の作成に当たっては、特に政治情勢や各会派の法律案に対する態度を見極めて迅速かつ的確に対応することが求められています。

3 法制に関する調査

参議院法制局は、参議院議員などからの依頼に応じて法制に関する調査・回答を行います。

議員からの依頼には、現行法令の解釈の確認、政策などの法的問題点の検討、学説・判例の調査・分析、国内・国外法令の調査・整理、法案審議の際の法的な助言など様々なものがあり、これらの依頼について、法律に関する高い専門性を駆使して調査・回答を行うところが参議院法制局の特色です。

これらの調査の結果、依頼議員の核心を突いた質疑等により有益な答弁が得られることや、立法による解決が必要になるとして議員立法につながることもしばしばあります。

参議院法制局職員は、議員からの様々な依頼に対し、その意向・関心に寄り添い、的確に対応することができるよう、日頃から、法律の専門家として、所管分野の法制度を中心に法制全般について理解を深めるとともに、広く社会経済情勢に目配りすることが求められています。

憲法改正原案の立案など

憲法改正の発議の手続、国民投票の実施手続などが法律に定められ、憲法改正原案の国会における審議も今後想定されます。

議員の法制に関する立案に資するために置かれている議院法制局は、憲法改正原案について、議員の依頼を受けてその立案を行うことなどもその職務に含まれます。

憲法審査会における補佐

第221回国会(令和8年特別国会)においては、緊急事態対応や参議院の緊急集会について、法制局長が説明を行うとともに、委員からの質問に対して答弁を行いました。

参議院法制局の組織

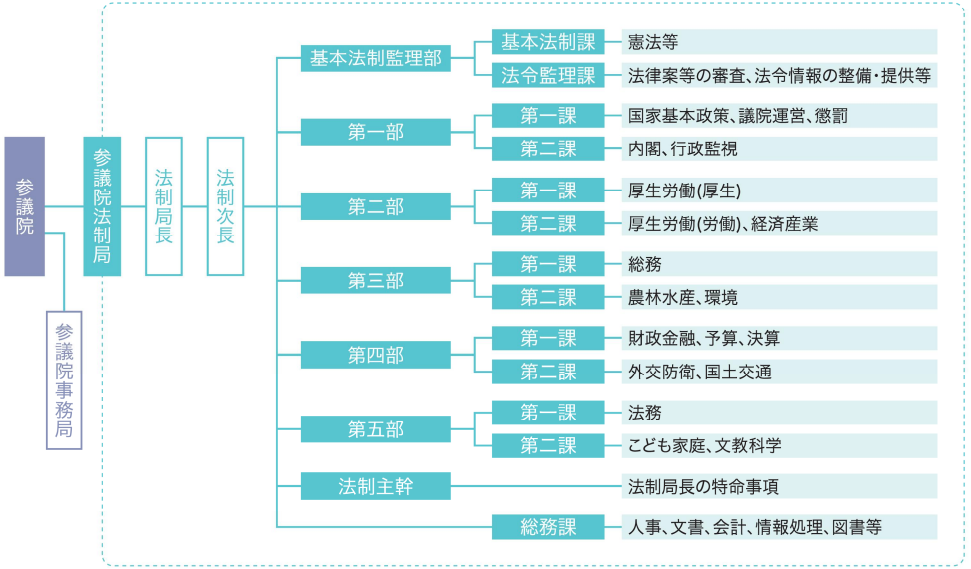

参議院法制局は、事務部門として参議院事務局と同様に参議院に置かれ、法制局長のほか75名の職員で構成されています。

参議院法制局の組織としては、法制局の事務を統理し、職員の任免権を持つ法制局長以下、局務を整理し、各部課の事務を監督する法制次長の下に、立案部門(基本法制監理部、第一部から第五部まで及び法制主幹)及び庶務部門(総務課)が置かれています。

立案各課の担当する立案等の事務は、常任委員会等の所管に対応して割り振られています。

総合職として採用された職員は、立案部門に配属されます。異動を通じて幅広い分野の法制度に触れつつ、立案の視座、技術などについて研さんを重ねていきます。

コラム 他機関との違い

他の「法制局」との違い

「法制局」には、他にも「衆議院法制局」や「内閣法制局」といった機関が存在します。衆議院法制局については、議員の立法活動を法制的な面から支えるという点では参議院法制局と同じですが、衆議院法制局は衆議院に提出される法律案を、参議院法制局は参議院に提出される法律案を担当するという点で異なります。

また、内閣法制局は、自らは法律案を作成せず、省庁が作成した法律案などの審査や法令の解釈を行うことを通じて内閣を補佐する機関です。この点で、所属政党を問わず個々の議員を補佐して法律案の作成から審査までを担う参議院法制局や衆議院法制局とは異なります。

中央省庁との違い

中央省庁では、自ら政策を立案し、実施するのに対し、参議院法制局では、議員からの依頼に基づいて法制的な面から議員の政策実現のサポートを行います。また、法律案の作成は、中央省庁では予算案の作成や所管する法律の執行などの数多くある業務の一つですが、参議院法制局では第一次的な業務であり、ほとんどの職員が常時法律案の作成に携わっています。

参議院事務局との違い

参議院事務局では、本会議や委員会の運営、議員の政策立案の支援、参議院の国際交流の支援を行うなど、参議院を多角的にサポートしています。特に、委員会等をサポートしている調査室は、議員立法についても、立案の前提として議員が政策を検討するための材料となる様々な資料の作成や調査を行ったり、予算を伴う法律案である場合に施行に要する経費の算定を行ったりしますが、法律案の立案を行うわけではないという点で、参議院法制局と異なります。

自殺対策をめぐる議員立法の立案を振り返って

参議院議員が提出し、成立した議員立法として代表的なものの一つに、自殺対策をめぐる議員立法があります。具体的には、「自殺対策基本法」及び「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」です。ここでは、当時の立案担当者に、これらの議員立法について、その制定・改正の背景及び内容や、印象的だったことなどを振り返ってもらいました。

平成18年 自殺対策基本法の制定

法律の概要

平成18年当時、我が国の年間自殺者数が8年連続で3万人を上回っていたこと等に鑑み、自殺対策に関し、基本理念や国の責務、施策の基本となる事項等の規定を設け、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止とともに自殺者の親族等に対する支援の充実を図る。

自殺対策の法制化という依頼に出会ったのは、私がまだ新人だった平成17年1月のことでした。今となっては自殺それ自体が社会問題であるという認識が世の中に定着していますが、当時は、自殺の原因となるような借金や心身の健康といった個別の問題への法的対応を超えて、正面から自殺そのものを扱う法律とはどのような内容であるべきなのか、なかなかイメージが湧きづらいというのが、正直な思いでした。それでも、自死遺族の手記や自治体における取組事例などを読み、調べ、課内で議論をするうちに、対策の理念として打ち出すべき事項、対策の充実のために講ずべき施策、対策に当たり配慮すべき事項などが整理されていきました。

議員サイドも精力的に動き、自殺対策に関し、国会内でシンポジウムを開催したり、委員会での参考人質疑や委員会決議を実現させたりして気運を高めていきました。条文化作業を行いながら「もしかしたら成立までいけるかも」という雰囲気も感じていました。

法律制定に向けての超党派の合意形成は必ずしも順調ではない様子でしたが、あるとき、依頼議員が本会議での質疑に立った際、自らがん患者であることを告白し、「がんも自殺も、ともに救える命が一杯あるのに次々と失われているのは、政治や行政、社会の対応が遅れているから」と述べ、本法案の成立を訴えました。この演説は多くの議員の心を打ち、その後短期間で本法の成立に至りました。20年以上がたった今でも印象深い案件です。

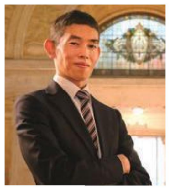

坂本 光（平成16年入局）

令和元年 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律の制定

法律の概要

自殺対策を支える調査研究及びその成果の活用等に関し、基本方針を定めるとともに、そのための体制の整備について指定調査研究等法人の指定その他必要な事項を定める。

自殺対策基本法では、自殺対策のために調査研究やその成果の活用等を行うことが規定されていましたが、超党派の議員連盟における検討の結果、自殺対策の一層の充実を図っていくためには、自殺対策を支える調査研究及びその成果の活用等の中核を新たに担う「指定調査研究等法人」の制度を設けることなどが必要とされ、自殺対策基本法とは別の新たな法律の制定を目指すこととなりました。

この法案の立案に当たっては、いわゆる指定法人の制度を設ける場合にどのような規定が必要か、業務の内容をどのように定めるのか、秘密保持義務規定と違反した場合の罰則の在り方、財政的基盤を確保するための規定の在り方など様々な論点について、関係省庁との協議もしながら検討し、条文に落とし込んでいきました。条文案が固まってからも、新たな指定法人を設ける必要性、組織体制や予算のイメージなどについて、議員が根回しや党内手続で説明するためのサポートを行いました。

国会情勢から成立するのかハラハラする局面もありましたが、議連関係議員をはじめ自殺対策に取り組んでいる方々の熱意により成立に至ったことが印象深かったです。

桑原 明（平成17年入局）

令和3年～令和5年 孤独・孤立対策の推進に関する法律案の立案と閣法としての成立

自殺対策と密接に関連する概念として、「孤独・孤立」というものがあります。

我が国には、従来、「孤独・孤立(対策)」という概念・施策分野が存在しませんでした。しかし、人口減少社会を迎えた我が国においては、地域・家族・社会などとのつながりを欠き「孤独・孤立」の状態にある人が増えており、自殺の要因になっているとも言われています。イギリスでも「孤独担当大臣」が置かれるなど、多くの国に共通する今日的な政策課題とも言えるかもしれません。こうした背景を踏まえ、野党議員の発案により、令和3年、「孤独・孤立対策の推進に関する法律案」が参議院に提出されました。参議院法制局は、この法案の立案もサポートしました。

この法案自体は成立には至りませんでしたが、その2年後の令和5年、「孤独・孤立対策推進法案」が閣法として提出され、成立しました。孤独・孤立対策推進本部や孤独・孤立対策担当大臣が置かれ、自殺対策と連動する形で、総合的に施策が展開されるに至っています。

このように、提出された法案それ自体は成立に至らなくても、法案の提出を通じて、新たな立法・政策的対応の必要性を先駆的に提示し、実現を働きかけることも、議員立法の意義・役割と言うことができるでしょう。

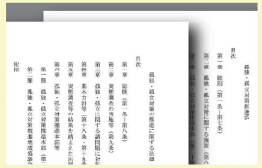

(左)提出された参法
(右)成立した閣法

平成28年 自殺対策基本法の第1次改正

改正の概要

自殺対策が生きることの包括的な支援として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、都道府県自殺対策計画及び市町村自殺対策計画の策定等について定めるほか、基本的施策を拡充し、自殺対策の推進につき必要な組織の整備を図る。

自殺対策基本法の制定により、自殺は社会問題であるとの認識は着実に広まり、様々な取組が行われてきましたが、当時指摘されていた課題の一つとして、自殺対策に関する地域間の温度差がありました。そこで、地域の実情を踏まえた自殺対策を推し進めるべく、地方公共団体に対して自殺対策計画の策定を義務付けることにしたのですが、こうした義務付けに対しては、地方分権の推進の観点から抑制的にすべきとの主張もあることから、その必要性を十分説得力のあるものにすることが求められます。その根拠付けや説明ぶりをどうするかについて、課で議論と検討を重ね、関係省庁や地方公共団体側と粘り強く調整を行いました。

また、依頼議員の意向で、法案の原案についての意見募集も行われましたが、関係する方々から出された意見は、立案作業を進める上でとても参考になりました。依頼議員をはじめ、多くの方々の思いが込められた法案でしたので、一層責任感を持って取り組まなければと意識を強くしたことを思い出します。

担当した当時は、入局8年目。霞が関への出向から戻ってきて、最初に携わった案件でした。出向先では、法令案についての内閣法制局の審査や、関係省庁や団体との込み入った交渉・調整などを経験することができ、こうした機会で得たものを総動員して、法案の成立に携わることができたことで、大きな達成感を得ることができました。

信谷 彰（平成20年入局）

令和7年 自殺対策基本法の第2次改正

改正の概要

こどもの自殺対策に関し、社会全体で取り組むことの基本理念への明記、学校の責務の明記のほか、地方公共団体が関係者と情報交換や協議を行う協議会の設置等について定める。

宮崎：基本法の制定以降、自殺者総数は減少傾向にありましたが、特に近年こどもの自殺者数は増加傾向にあり、その対処が喫緊の課題でした。川添さんは、法改正に携わってみていかがでしたか？

川添：今回の改正の柱の一つである、自治体における「協議会」の設置に係る規定については、各自治体において支障が生じないよう、実務に即した明確な規定とすべく、立法例を網羅的に収集して原案を作成しました。また、“ＡＩ”の自殺対策への活用など、最新の状況を踏まえた改正も盛り込まれましたが、このような、必ずしも立法例が定着していない概念等を法律に書き込むことの難しさや責任とともに面白さを感じました。

宮崎：各党の党内手続にも陪席したと思いますが、何か印象深かったことはありますか？

川添：議員間で真摯な議論が行われていて、様々な立場から意見や質問が出されたので、緊張感のある中で担当議員を補佐したのを覚えています。その後、私は他の課に異動となり、宮崎さんが私の後任者として法案の国会提出後の委員会対応もされましたね。

宮崎：いよいよ法案提出となったときは身が引き締まる思いでしたし、委員会での質疑に向けて、質問者の問題意識を的確に捉えつつ、法案提出者の考えを適切に表現できるよう、答弁原稿の案を準備しました。また、委員会室では実際に答弁補佐のために陪席し、正に国政の最前線で働いているという実感を得ることができました。

川添：そんな最中、並行して他の案件も動いていたのでしょうか？

宮崎：はい。同時に複数の案件を抱えていて、頭の切替えが必要でした。ですが、どの案件も妥協せず、課の全員で議論し検討を深めていくところに、当局職員の仕事に対する姿勢が表れていたと思います。また、そういう状況でも、課内の雰囲気は柔らかく、誰もがフラットに発言できる環境で、のびのびと仕事をすることができました。

川添：成立法に携わった感想などはどうでしょう？

宮崎：熱心に取り組んできた議員が改正法の成立について積極的に発信している様子を見て、議員の思いを法律にすることを支えるという、参議院法制局の仕事のやりがいを感じました。

川添：そうですね。私も、改正法の成立が報じられ、社会的に重要なテーマでの新たな一歩に携わることができたと実感しました。これからも、問題意識を持って自殺対策など様々な社会課題の解決に資する立法に関わっていくことができればと思っています。

令和7年改正についての紹介ページはこちらからご覧いただけます。

宮崎 颯人（令和5年入局）　川添 陽也（令和5年入局）

本稿で紹介したように、自殺対策については、平成18年の基本法の制定後も、超党派の議員連盟の活動により、その時々の課題に対応するため、法改正や関連法の整備が行われてきました。このように、法律は、一度つくれば終わりというわけではありません。現場で生じている課題を踏まえ、法律を更にブラッシュアップしていく、そのサポートを、議院法制局として議員のニーズに応じて、適時適確に行えるように、日々研さんを積んでいます。

幹部職員からのメッセージ

齋藤 陽夫

- 入　　局　平成11年(外交防衛、法務、地方行政等)
- 係 長 級　平成15年～(厚生、財政金融、文教科学等)
- 出　　向　平成15年 岩手県庁へ出向
- 課長補佐級　平成20年～(財政金融、総務、国土交通等)
- 課　　長　平成27年～(外交防衛、法務、総務、厚生等)
- 部　　長　令和7年～(法務、財政金融、外交防衛等)

立法に関わる仕事に関心のある皆さんへ

参議院法制局の主な仕事は、一言で言えば、参議院議員の依頼を受けて、条文を起草し、法律案の形とすることです。ただし、これは実際の仕事の最終段階だけを捉えたにすぎません。まずは依頼者である参議院議員の政策の理念や構想を確認し、それを法的に整理し、問題点がないか検討することから始めます。議員の政策を初めて聴いたとき、いかにも法的な対応をすることが困難だと感じてしまうことも少なくありません。そのような場合にも、できる限り、依頼の実現のために知恵を絞ります。我々は、議員と協議を重ねながら、議員と共に法律案を作成していく役割を担っています。

学生時代は、憲法、民法等の既存の法律の解釈論を学習することが中心であったと思います。条文を基に、判例や学説を通じて、法律的なものの考え方を身につけることが法律学の学修の目標と言っていいでしょう。参議院法制局での仕事においても、こうした知識や考え方がベースとなります。しかし、依頼内容は、現行法では解決できない新しい課題ですから、既存の制度の経緯や条文の解釈について調査を尽くし、その一歩先を考えることになります。議員の求める新たな法制度を、憲法の枠内で、現行の法体系との整合性を図りつつ、構築していくことになります。このような作業は、知的好奇心が刺激され、困難であってもやりがいがあることを保証します。また、具体的に条文を書く際には、読点一つをおろそかにせず、表現ぶりを緻密に、徹底的に検討します。

法律案が無事完成し、提出された後も仕事は終わりません。提出後、法律案の審議が行われる際には、議員の答弁を補佐したり、職員が法制的な面での答弁を担ったりすることもあります。このように、法制度の設計から実際の法律の成立までの一連の作業を少人数で行っていますので、職員の一人一人の仕事の質がアウトプットに大きな影響を及ぼします。職員は、日々の仕事や、閉会中の立案研修の機会を通じて、先輩や同僚たちと議論を尽くし、切磋琢磨していきます。私の経験からしても、参議院法制局は、若手であっても一人のプロフェッショナルとして意見が尊重される、非常に風通しの良い環境の職場です。これまで条文を書いたことのない人も、参議院法制局という職場で立法を支えるスペシャリストとして成長していくことができます。意欲と能力のある皆さんが当局の力となってくれることを希望します。

私のキャリアパス

係　員　級　立法現場の実感と参議院選挙の法改正に携わった感動

平成11年4月に入局し、法務・外交防衛の担当課に配属になりました。法務分野では、児童ポルノ禁止法案が完成しており、気が付いたら両院を通過していたという具合で、分からないことだらけでした。先輩方の説明によって議論についていくのがやっとでしたが、立法過程を初めて経験し、立法の現場に就職したことを実感しました。同じ年の夏には、地方行政の担当課に異動になり、参議院議員の比例代表選挙を拘束名簿式から非拘束名簿式にする改正案の依頼があり、条文の起案等を行いました。改正法に基づき、平成13年の参議院通常選挙が実施され、選挙速報の番組を見て、自分が改正に携わった選挙制度が作動していることに感動しました。

係　長　級　先端的なテーマの立案や地方出向での知見の獲得

厚生の担当課にいた時、性同一性障害者性別取扱特例法案の立案依頼がありました。「性同一性障害者」をどのように定義するかなど様々な検討課題がありましたが、このような先端的なテーマの法案に関与できることも当局の魅力です。平成15年12月から2年余り、岩手県庁の総務部に出向し、法務私学担当課長(当時)等を務めました。知事が議会に提出する条例案の審査を行うのが主な業務で、当局で培った法制執務に関する経験をいかし、これに臨みました。また、県内の私立学校に係る施策(設置の認可、学校法人に対する補助金の交付決定等)にも関与しました。こうした業務を通じ、地方の行政運営について知見を得ることができました。

課長補佐級　多数の依頼に対応して様々な法律分野を経験

法務の担当課にいた平成19年に、野党から被疑者の取調べの録音・録画制度の導入等を行う刑事訴訟法の改正案の依頼があり、法案として提出されました。この法案は、衆参のねじれの中、参議院を通過しましたが、廃案となりました。その後、平成28年の通常国会で、政府提案の法改正により、取調べの録音・録画制度が導入されました。野党の議員立法で提起された政策が後に実現した例の一つです。平成27年夏には、急きょ外交防衛の担当課の応援に入り、政府提案の平和安全法制関連法案の野党の対案として、8件の法案の作成、審議対応等に追われました。多くの案件に携わることで、様々な法律分野について土地勘を養うことができました。

課　　長　ヘイトスピーチ解消法などに管理職として取り組む

課長になって初めて迎えた平成28年の通常国会で、ヘイトスピーチ解消法案の立案依頼がありました。議員への説明や審議対応などに、管理職として先頭に立って臨みました。緊張の連続でしたが、無事成立し、これまでにない満足感が得られました。また、政治分野における男女共同参画推進法の改正では、超党派の議員連盟における検討を1年以上にわたってサポートし、最終的には、政党等の自主的取組の促進やハラスメント対策の強化等の改正内容がまとめられ、令和3年に成立に至りました。コロナ禍により、初めてオンラインで議員と協議を行ったことも思い出されます。

部　　長　再審法の見直しの修正案などの審査業務

部長になると、立案の最前線である課からはやや距離を置いた立場となります。課長から報告を受け、依頼への対応方針や法的構成等について確認し、適宜指示を行うなどします。また、課が作成した法律案について、客観的な立場で審査を行い、その際、現行法との整合性、表現の妥当性、用語の的確性などを精査します。

令和8年の特別国会では、政府提出の再審の見直しを行う刑事訴訟法改正案に対する修正案などについて、部長として審査の業務を行いました。野党が提出したもので、可決には至りませんでしたが、このように社会的に関心の高いテーマについて条文化の補佐ができたことに充実感を得ました。

ワークライフバランス

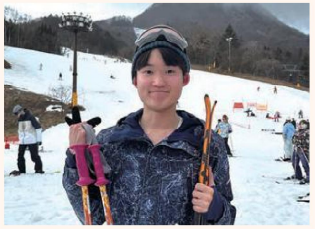

オフ(退庁後、休日)の過ごし方　盛田 遼貴(令和6年入局)

退庁後は、家に帰って料理をしたり、時間があればドラマを見たりして過ごしています！閉会中など比較的忙しくないときは、若手職員や同期と一緒にご飯を食べに行ったりもしています。また、参議院のバドミントン部に所属しており、休日には参議院事務局の方と一緒に体を動かす時間を作っています！運動不足を解消できるのはもちろん、参議院事務局の方とも交流でき、とても有意義に過ごしています。

ほかにも、夏休みや年末年始には、長期休暇を取って旅行に行ったり、スキーをしたりして楽しく過ごしています。

仕事と子育ての両立について　水上 優貴(平成27年入局)

まだまだ娘が小さいので突然お休みを頂くこともありますが、当局には、互いに相手を思いやってフォローし合う雰囲気があるため、恐縮することなくチームを頼ることができています。その分は仕事で恩返しをするべく、出勤日は集中して作業をしています。

所属・年次を超えた交流もあり、多くの先輩パパママからたくさんのアドバイスやお下がりを頂き、こちらも育児や仕事について相談し…と助けられています。

管理職にも子育ての先輩が多く、ロールモデルという意味でも、様々な場面で親身になっていただけるという意味でも、心強いです。

若手職員の声

これから参議院での議員立法を支えていく入局1～2年目の若手職員に集まってもらい、入局後に実際に担当した業務、職場の雰囲気、参議院法制局の魅力などについて率直に聞いてみました。

入局後、どのような業務を担当しましたか？また、その感想を教えてください。

- 入局してすぐに、入管法の一部改正案に対する修正案の案文の原案の作成を担当しました。体裁や改め方について何度も指摘を受け、手直しを重ねました。一つ一つの文言の重みを感じました。
- 空襲被害者に対する一時金支給のための法案を担当しました。私の配属時点で条文はほぼ出来上がっていましたが、細部の詰めの作業に携わりました。時間的猶予も少ない中でも、局内審査が慎重に行われていると感じました。
- 政府提出のいわゆるカスハラを防止するための法案の対案となる野党案の提出に携わりました。法案提出から委員会での審議までの一連のプロセスを経験できました。

入局前のイメージとの違いはありましたか？

- 入局前は、条文の起案が業務のメインだとイメージしていましたが、入局してからは、その前提としての調査や検討に充てる時間の割合が大きいことに驚きました。
- 目の前の社会課題への対処だけではなく、中長期的な課題の解決のための立法にも携われることが、良い意味で入局前のイメージと異なっていました。
- すぐには提出に至らないものも含め、とても多くの案件が並行して動いていることに驚きました。

職場の雰囲気はどんな感じですか？

- 多様なバックグラウンドを持つ方々がいて、議論や会話を通じて日々新鮮な気付きを得られています。
- 優しい方ばかりで、質問もしやすいです。
- 年次問わず意見を述べることができ、むしろ新人・若手職員にも積極的に意見が求められると感じます。
- 家庭を大事にされている方が多いと感じます。
- 活発に議論するときもあれば、各自で黙々と調べ物や作業を行うときもあり、メリハリのある職場だと思います。

参議院法制局の魅力はどんなところですか？

- 国民生活に密接に関わる政策課題について、分野にとらわれずに携わり、様々な角度から調査・検討・立案に取り組むことができるところです。
- 議員の熱い思いに触れ、それを法案として形にするプロセスを支えるのは、ほかではできない貴重な経験だと思います。
- 条文中の字句の一つ一つにこだわりを持ち、新たな法制度を創造していくというクリエイティブな仕事ができる点です。

受験生の皆さんに一言！

- 社会に広く目を向けて、あらゆるものに興味を持ってください。広い知見と、学び続け、考え続ける体力が力になります。自分の頭で考え抜く習慣を大切にしてほしいと思います。
- 当局は、学生時代に学んだ法律の知識や考え方をいかして働きたい方にぴったりな職場です。試験では、皆様の議員立法への関心や法律への熱い思いをぶつけてみてください！皆様とご一緒できることを楽しみにしています。
- 特に、周囲の方と議論しながら学びを深めていくことが好きな方にはぴったりな職場だと思います。皆様と一緒に働けるのを楽しみにしています！

内定者の声

志望動機

- 大学の授業やゼミで学んだ法律の知識をいかせる。
- 特定の分野にとらわれず、様々な分野の政策や法律に携わることができる。

試験対策

- 国家公務員総合職（法律区分）向けの試験対策を行っていました。
- 政策課題討議試験は、ゼミの発表・議論と似たような雰囲気で、特別な対策は不要かと思います。

若手職員の1日

09:00 登庁

登庁したら、まずはメールや新聞のチェック。所管分野に関する記事などがあれば、課内に情報共有します。

09:50 理事会対応

課の所管委員会の理事会を傍聴します。合意された当日の委員会の進行や今後の法案審議の予定を把握し、課内に報告します。

12:00 昼食

お弁当を持参するか、買うことが多いです。時間があるときは先輩や事務局の同期と議員会館の食堂等にランチに行くこともあります。

13:30 議員との協議

法案の依頼議員との協議。関係法令、文献などの資料を必要な際に提示できるよう備えます。議員の熱意に触れられる貴重な機会なので、万全の準備で臨みます。

15:30 要綱案の検討

議員との協議を受けて、要綱案について課内で改めて検討します。関係する立法例を調べ、検討の参考資料として配布しました。

18:15 退庁

明日の準備をして、リフレッシュします。仕事が落ち着いているときは、同期や友人と食事に行き、楽しい時間を過ごします。

若手職員の1年

令和7年			令和8年		
閉会中	7月	立案研修が開始。入局3年目までの職員を中心に、仮定の依頼に基づいて法律案の立案を行います。若手のみで立案するのは大変でしたが、年次の近い職員との交流が深まり、学びの多い研修となりました。	閉会中	1月・2月	異例の1月解散を経て2月に特別国会がスタート。提出が予定されている法案に関係する現行法制について照会があり、文献などの調査を行いました。また、前年から検討が続いている依頼について、議員と定期的に協議を行ったり、議員連盟の会議や関係者の会合に出席したりしました。
	8月	夏季休暇には香川県に旅行に行きました。暑さに負けず「こんぴら参り」をし、日頃の運動不足を少し解消できました。	特別国会	3月	昨秋の臨時国会で提出したA法案を再提出することに。必要な検討や関係部署とのやり取りを行いました。
	9月・10月	外部の講演会等に参加するなどして、所管分野に関する勉強に努めました。また、秋の臨時国会を見据え、議員から論点整理を依頼され、課内で検討を行いました。		4月	以前から各党間で議論が行われていたテーマについて、課内で議論の経過の確認と論点整理を行いました。その後に複数の議員から照会があり、修正案を立案することになりましたが、スムーズに対応することができました。
臨時国会	11月	半年ほど立案作業を続けてきたA法案が臨時国会で提出されました。世間的な注目度が高い法案であったため、ニュースにも度々取り上げられ、改めて仕事のやりがいを感じました。		5月～7月	複数の政府提出法案に対する修正案の依頼が立て込み、多忙な時期でした。 修正案の質疑もあり、依頼議員の答弁の補佐を行いました。迅速な対応を求められる場面も多々あり、慌ただしいながらも充実した毎日を過ごしました。
	12月	B法案に対する修正案を立案し、提出されました。 閉会後は、出張先で所管分野の最新の取組について理解を深めたほか、年末年始は次期国会に備えしっかりリフレッシュしました。			
閉会中					

出向者の声

行政庁への出向について

柳 幹太朗（平成28年入局）

令和6年7月から厚生労働省に2年間出向し、主に介護保険法の改正業務に携わりました。局内における制度見直しの検討から、審議会・検討会での議論、改正案の作成、関係省庁等との調整、内閣法制局の審査、国会審議を経て法律が成立するまでの一連の過程を、制度を所管する省庁の立場から経験することができました。また、法律の成立後は、施行に向けた政省令改正の検討にも携わりました。参議院法制局在職時とは異なる立場・視点で立法に携わることで、制度設計や政策形成への理解を深めるとともに、様々な専門性や経歴を持つ方々と働く中で多くの学びを得ました。

制度を形にしていくため、組織として議論や調整を重ねながら政策が具体化されていく過程を間近で経験できたことは、私にとって大変貴重な財産となっています。

国会の他の機関からの出向について

宇都宮 美咲（国立国会図書館から出向）

出向前は、国立国会図書館（調査及び立法考査局）において、国会議員等からの依頼に応じた調査や重要な国政課題に関する刊行物の執筆に従事していました。

法制局の業務の魅力は、政策に懸ける議員の思いを直接受け止め、その実現に向けて伴走を続けるところにあると思います。立案の過程では、出向者や若手職員の気付きや疑問も大切にしながら、チームで一つ一つ課題をクリアしようとする組織風土を感じます。議員対応において、参考文献として国立国会図書館が作成した刊行物等を活用する機会もあります。立法府の機関がそれぞれの強みをいかし、立法活動を多方面から支えていることを日々実感しています。

自治体からの出向について

暮部 亜耶（豊中市から出向）

自治体では、法律の執行などのために必要となる条例を含む例規の制定・改廃の審査業務に携わっていました。

自治体では、逐条解説や国の通知等を参照しつつ、所管部局に政策内容等を確認した上で、条例案を作成していました。一方、参議院法制局における法律案の立案業務においては、所管省庁に現行法の解釈などを問い合わせる機会は多くなく、文献を調べたり、類似の立法例や審議経過を調べたりしながら現行法を理解し、依頼内容を的確に条文に落とし込んでいく必要があります。修正案のように突発的な依頼にも対応できるよう、日頃から、所管する法律・法律案について勉強し、国会審議や政策動向にも目を配るよう心がけています。

採用Q&A

採用情報・採用後のキャリア編

Q 総合職試験はどのようなものですか？

A 参議院法制局の総合職試験の内容は、次のとおりです（令和８年実績）。

第１次試験
多肢選択式試験
（基礎能力試験・専門試験）

第２次試験
論文試験
（憲法+行政法又は民法）
（必答）　（選択）

第２次試験
政策課題討議試験※
・面接試験

第３次試験
面接試験

※政策課題討議試験とは、憲法問題等の法的論点を含む課題について、数人のグループで意見交換を行い、各受験者に自分の考えを発表してもらう試験です。

Q ロースクール（法科大学院）を修了していた方が採用に有利なのでしょうか？

A 採用には、ロースクール（法科大学院）を修了しているかどうかは、一切関係ありません。総合職試験の内容も、学部生に不利にならない内容としています。
なお、令和元年以降に新卒採用された職員のうち、約25%がロースクール等の大学院卒、約75%が学部卒となっております。

Q 大学等では、条文の書き方のようなものは勉強しませんでしたが、大丈夫でしょうか？

A 現職の職員の多くが、学生時代に、条文の書き方や法律案の立案の仕方についての知識があったわけではありません。業務に必要な知識は、入局後に、各種研修、ＯＪＴなどを通じて培っていきます。

Q 研修制度にはどのようなものがありますか？

A 入局１年目の職員が受ける主な研修は、下表のとおりです。
入局２年目以降も、参議院事務局主催の英語研修や、国内大学院への派遣研修などを受ける機会が設けられています。

新採用者研修	国会職員としての職業生活を始めるに当たり、職務上必要な基礎知識、心構え等を学びます。
法制執務基礎研修	立案業務の流れや法律の基本構造など、参議院法制局職員として身に付けておくべき基本的な知識・技術についての研修です。
立案研修	入局３年目までの職員を中心として構成される数人単位のグループで、経験豊富な先輩職員の指導の下、議員からの依頼を想定して、一連の立案作業のシミュレーションを行います。例年、通常国会閉会後、３週間程度の期間で実施されます。

▲ 立案研修の様子

Q 入局後に受けられるサポートとして、どのようなものがありますか？

A 参議院法制局においては、新規採用職員が職業生活全般に関する相談を行ったり、アドバイスを受けたりすることができるよう、先輩職員が「メンター」となる制度を設けています。
「メンター」には、新規採用職員と年次が近く、かつ、原則として異なる部署に属する職員が指名されるため、普段の業務で感じた疑問点や悩み事などを、気軽に相談することができます。また、面談の機会を定期的（２週間～１か月に１回程度）に設けることにより、参議院法制局での職業生活をスムーズに始めることができるようサポートしていきます。

Q 出張の機会はありますか？

A 毎年、国内出張を行い、行政の現場を視察したり、地方の実情を調査したりしています。このほか、入局後早い段階から職員を定期的に海外に派遣し、諸外国の法制度に関する調査研究を行っています。このような調査研究を通じて得られた知見は、議員からの立案依頼に適切に対応するためにいかされています。

海外出張の様子 ▶

勤務条件・ワークライフバランス編

Q 参議院法制局の職員は国家公務員ですか？

A 参議院法制局の職員は、国会職員という特別職の国家公務員です。給料については、中央省庁の国家公務員の総合職試験採用者と同等であり、初任給として301,200円※（給料＋地域手当＋業務調整手当）が支給され、その他手当として通勤手当、住居手当（上限28,000円/月）、扶養手当、超過勤務手当、期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）等が支給されます。また、休暇等についても中央省庁の国家公務員と同様に整備されています。

※この額は、令和８年１月１日時点のもので、行政職給料表（一）２級１号給が適用された場合の例です。

Q 転勤はありますか？

A 出向等により一時的に勤務地を異にする場合はありますが、原則として引っ越しを伴う転勤はありません。そのため、長期的なスパンでライフプランを考えることができます。

Q 女性にとって働きやすい職場ですか？

A 参議院法制局では、職員として活躍するに当たって性別は関係なく、女性職員が能力を十分に発揮して活躍することが重要だと考えており、女性であることによる配置や業務の偏り等は一切ないのはもちろんのこと、妊娠・出産・育児等の状況に応じ不安無く業務を継続できるよう十分に配慮しています。

役職別の女性職員割合（令和７年度）
指定職相当 25.0%　課長相当 35.3%　課長補佐相当 30.8%　係長相当 66.7%

Q 残業は多いのでしょうか？

A 国会開会中は、残業が必要になるなど忙しい日もありますが、中央省庁における国会議員からの質疑通告待ちの待機による残業や予算当局からの呼出しに備えるための待機による残業のようなものはほとんどありません。また、閉会中は比較的業務が落ち着いていることが多いため、残業もあまりありません。その期間に長めの休暇を取得し、次国会に向けてリフレッシュする職員も多くいます。

Q 仕事と生活のどちらも大切にする働き方はできますか？

A 参議院法制局では、中央省庁の国家公務員同様、職員の出産・育児を支える制度（産前休暇・産後休暇、育児休業（子が３歳になるまで）、子の看護等休暇（年５日又は10日）、育児短時間勤務（子が小学校に入学するまで）など）が整備されており、性別にかかわらず、多くの職員がこれらの制度を利用しながら働いています。令和６年度の育児休業取得率は、100%です（令和７年度は、該当者なし）。
また、フレックスタイム制やテレワークを導入しており、全ての職員がワークライフバランスの実現のために利用することができます。

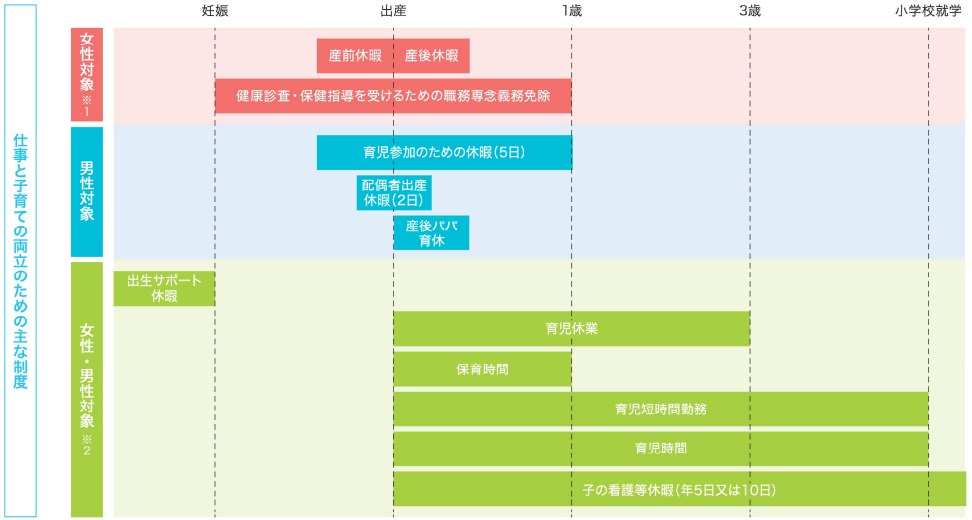

※１このほか、休息・補食、通勤緩和のための職務専念義務免除などの制度があります（医師等の指導がある場合）。※２このほか、フレックスタイム制、早出遅出勤務の制度などがあります。